

【新たな公共交通サービス調査・検討業務委託】

質 問 回 答 書

令和 7 年 9 月 2 6 日

No	質問項目	回答
1	○企画提案書について 仕様書に書かれている提出書類（ア〜ケ全て）において会社名・担当社名を分からない処理（例：黒いマーカーをするなど）を行なったものを用意する必要はないでしょうか？	企画提案実施要領に規定する「8（1）「オ企画提案書」及び「キ業務工程表」」については、1次審査、及び2次審査で使用しますので、審査過程において恣意性が働かないよう会社名・担当者名を伏せる処理（黒塗り処理等）を行った書類をご用意ください。
2	○業務実績について 参加資格として同種・類似業務の実績を有することが条件となっているが、同種・類似業務とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。	「同種業務」とは、地方公共団体、または地方公共団体を構成員とする法定協議会（以下、「地方公共団体等」という）が発注した公共交通に関する実態やニーズの調査・分析を含む業務を指し、「類似業務」とは、地方公共団体等が発注した地域公共交通計画又は公共交通網形成計画など公共交通に関する計画の策定や改定に係る業務を指します。
3	○受託実績について 様式6の受託実績に関しては、完成していない業務についても記載してよいでしょうか。	業務が契約期間中でも、いずれかの業務が未完了の場合は、実績として認められません。
4	○共同企業体について 共同企業体で本プロポーザルへ参加の際、企業体内で1社が八代市の入札参加資格を有していれば問題ないという認識でよいでしょうか。	本プロポーザルの参加資格に、本市の競争入札参加資格を有するものといった要件は付していません。
5	○企画提案書について 提出物の製本方法について特に指定（ホッチキス2箇所留や製本テープによる綴など）はないでしょうか？	提出書類の製本方法等については、特に指定ありません。
6	○共同企業体について 当該業務を共同により受注する意思を明確にした協定書（代表となる構成員及び構成員の記名押印をした書面であること）添付書類は、各社控として保管する協定書（原本）のコピーを提出することでよいでしょうか？	各社控として保管する協定書（原本）の写しの提出で差し支えありません。

7	○再委託について 再委託は可能でしょうか。可能な場合、その要件をお教えてください。(例えば、仕様項目（１）公共交通の現状調査②公共交通の利用状況調査を再委託することは可能でしょうか)	業務の一部を再委託することは可能です。その場合は「八代市標準業務委託契約約款」に基づき、書面（様式は任意）により、あらかじめ本市の承諾を得ていただく必要があります。 なお、業務の一部を再委託する予定である場合は、企画提案実施要領に規定する「８（１）ク業実施体制調書」において、再委託先を含め、人員配置や業務執行体制をお示しください。
8	○仕様項目「仕様項目（１）公共交通の現状調査②公共交通の利用状況調査」について A I カメラや位置情報などを活用した利用者の属性（性別・年代）別の乗降データや人流データなどの収集の精度（許容される検知ミス）はどの程度を想定しておりますでしょうか。	収集データの精度は使用する技術や環境条件によって異なるため、精度の基準を明確に設定しているわけではありませんが、乗降データや人流データを踏まえた現状分析や課題の抽出など仕様書に定める業務が支障なく実施できる程度の精度は必要であると考えます。
9	○企画提案書の作成要領について 個社が特定できる表現（個社名や固有のサービス名など）を記載しても問題ないでしょうか。	企画提案内容の記載にあたっては、審査過程において恣意性が働かないよう、事業者名等を推定できるような記述はお控え願います。